

江差追分会研修会指導者派遣規則

(目的)

第1条 江差追分の唄及び伴奏の伝承普及及び技術向上を図ることを目的とする。

(派遣の範囲)

第2条 指導者派遣の範囲は次のとおりとする。

- (1) 地区運営協議会、支部単位で開催する歌唱指導研修会及び伴奏指導研修会
- (2) その他会長が特に必要と認めた事業

(派遣基準)

第3条 指導者派遣期間及び開催内容

- (1) 研修会等への参加人員は、各部門概ね30名程度とする。
- (2) 指導者の派遣期間は、旅行日を含め4日間以内とする。
- (3) 研修会等は1日1会場とする。
- (4) 研修時間は、実質5時間程度とする。
- (5) 歌唱指導研修会及び伴奏指導研修会前後に1支部単位での研修等はできないものとする。
- (6) 指導者派遣は原則として1地区年2回以内とする。
- (7) その他必要事項は、地区協議会と協議の上決定する。

(申請)

第4条 地区で研修会等を開催する場合、内容を明記の上地区協議会に報告の上会長に申請し、承認を得なければならない。

- 2 支部単位で歌唱指導研修及び伴奏指導研修等を開催する場合でも、指導者派遣について内容を明記の上申請し、承認を得なければならない。

(経費)

第5条 地区単位で開催する研修会のみ、追分会から次の助成金を交付する。

- 2 助成金については、1日50,000円若しくは指導者派遣に伴う交通費（本部旅費規定算出額）の1/2（100円以下切り上げ）の多い金額を助成金として交付する。
ただし、地区予選会時において行う研修については、助成金を交付しない。
- 3 指導者派遣に係る謝礼及び日当については本部事務局の負担とし、講師派遣に係る旅費（交通費、宿泊費等）については、地区負担とする。

(報告)

第6条 地区での研修会等を開催した場合、終了後その内容を会長に報告しなければならない。

付 則

- 1 この規定は平成7年4月23日から施行する。
- 2 この規定は平成8年4月28日から施行する。
- 3 この規定は平成24年4月22日から施行する。